

第1号様式（第5条関係）

（あて先）長崎市長

令和●年●月●日

長崎市移住支援補助金交付申請書

長崎市移住支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者欄

ふりがな	ながさき たろう	生年月日	
氏名	長崎 太郎	昭和50年 5月 1日	
住所	〒 850-8685 長崎市桜町2番22号	電話番号	095-829-1249
		緊急連絡先	095-822-8888
メールアドレス	aaaa@bbbb. ne. jp		

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	同時に移住した世帯員の人数 （1の申請者は含まない）	2人 （うち18歳未満 1人）
種別	就業	創業	テレワーク	関係人口

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

裏面「長崎市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
裏面「長崎市移住支援補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請者を含む世帯員の全員の、過去10年以内の申請者を含む世帯員として移住支援金の受給について	A 受給していない	B 受給した
長崎市移住支援補助金の交付申請日から5年以上継続して長崎市に居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない
（就業又は創業の場合） 長崎市移住支援補助金の交付申請日から5年以上継続して就業又は創業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 長崎市への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令である
（関係人口のイ（イ）の場合のみ記載） 自治会並びに本市内に拠点を置く特定非営利活動法人その他地域活動団体が行う活動に継続して参加する意思について	A 意思がある	B 意思がない

4 転入前の住所

住所	〒100-0001 東京都千代田区丸の内1丁目99
----	------------------------------

5 東京23区への在勤履歴

期間（年月日～年月日）	就業先名称	就業先所在地

6 移住後の生活状況(テレワークの場合のみ記載)

勤務部署名	●●株式会社 ○○部○●課
住所	〒100-0001 東京都千代田区丸の内……
勤務先へ行く頻度	週・ <u>月</u> ・年 1 回程度 / 行くことはない / その他()

長崎市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 長崎市から、長崎市移住支援補助金に係る状況報告を求められた場合は、それに応じます（長崎市補助金等交付規則第10条）。
- 2 長崎市移住支援補助金交付要綱第3条第1項第2号の規定を満たす場合は、補助金の交付申請日から1年を経過した日の翌日から起算して30日以内に就業証明書を提出します。
- 3 長崎市移住支援補助金交付要綱第6条に規定する条件に該当しない事由が発生した場合は、速やかにその旨を長崎市に報告します。
- 4 以下の場合、長崎市補助金等交付規則第17条及び長崎市移住支援補助金交付要綱第12条に基づき当該金額の補助金を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたことにより交付の決定の取り消しを受けた場合 補助金の全額
 - (2) 補助金の交付申請日から3年未満に本市から転出した場合 補助金の全額
 - (3) 補助金の交付申請日から1年以内に第3条第1項第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合 補助金の全額
 - (4) 長崎県の「移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び創業支援事業実施要領（平成31年4月26日31地づ第59号）」に基づく創業支援事業に係る創業支援金の交付決定の取り消しを受けた場合 補助金の全額
 - (5) 補助金の交付申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 補助金の2分の1

長崎市移住支援補助金に係る個人情報の取扱い

- 1 長崎市は、移住支援補助金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎市条例第40号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 長崎市は、当該個人情報について、国及び長崎県への実施状況の報告等のため、国及び長崎県に提供する場合があります。
- 3 長崎市は、補助対象者の居住地を確認する必要がある場合は、補助対象者の住民票等を公用にて取得し、確認する場合があります。